

# 中国特許法改正前後対比表

現行法	改正案
第一章 総則	第一章 総則
<p><b>第1条</b>            発明創造の特許権を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の普及応用を有利にし、科学技術の進歩と創新を促進し、社会主義現代化建設の需要に適應するため、特にこの法律を制定する。</p>	<p><b>第1条</b>  <u>特許権者の合法的な權益</u>を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の応用を<b>推進し、創新能力を高め</b>、科学技術の進歩と<b>経済社会の発展</b>を促進するために、特にこの法律を制定する。</p>
<p><b>第2条</b>            本法において発明創造とは、発明、実用新案及び意匠をいう。</p>	<p><b>第2条</b>            本法において発明創造とは、発明、実用新案及び意匠をいう。  <u>発明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術方案をいう。</u>   <u>実用新案とは、製品の形状、構造又はそれらの組合せについて出された実用に適した新しい技術方案をいう。</u>   <u>意匠とは、製品の形状、模様又はその組合せ及び色彩と形状、模様の組合せについて出された美観に富みかつ工業上の応用に適した新しい設計をいう。</u></p>
<p><b>第3条</b>            国务院特許行政部門は、全国の特許業務管理の責任を負い、特許出願を統一的に受理及び審査し、法に基づいて特許権を付与する。             省、自治区、直轄市人民政府の特許業務を管理する部門は、当該行政区域内の特許管理業務の責任を負う。</p>	<p><b>第3条</b>            国务院特許行政部門は、全国の特許業務管理の責任を負い、特許出願を統一的に受理及び審査し、法に基づいて特許権を付与する。             省、自治区、直轄市人民政府の特許業務を管理する部門は、当該行政区域内の特許管理業務の責任を負う。</p>
<p><b>第4条</b>            特許出願に係る発明創造が、国の安全又は重大な利益に関係し、秘密を保持する必要がある場合は、国の関連規定に基づいて処理する。</p>	<p><b>第4条</b>            特許出願に係る発明創造が、国の安全又は重大な利益に関係し、秘密を保持する必要がある場合は、国の関連規定に基づいて処理する。</p>
<p><b>第5条</b>            国の法律、社会の公衆道徳に違反し、又は公共の利益を害する発明創造には、特許権を付与しない。</p>	<p><b>第5条</b>  <u>国</u>の法律、社会の公衆道徳に違反し、又は公共の利益を害する発明創造には、特許権を付与しない。</p>



二以上の出願人が、同様の発明創造についてそれぞれ特許出願をした場合、特許権は最先の出願人に付与される。

#### 第10条

特許出願権及び特許権は譲渡することができる。

中国の単位又は個人が外国人に特許出願権又は特許権を譲渡する場合、国務院の關係主管部門の認可を経なければならない。

特許出願権又は特許権を譲渡する場合、当事者は書面による契約を締結し、かつ国務院特許行政部門に登録しなければならない。国務院特許行政部門がこれを公告する。特許出願権又は特許権の譲渡は登録日から効力を生じる。

#### 第11条

発明及び実用新案の特許権が付与された後は、本法に別段の定めがある場合を除き、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得なければ、その特許を実施してはならず、即ち、生産経営を目的として、その特許製品を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し、輸入し、又はその特許方法を使用し及び当該特許方法により直接得られた製品を使用し、販売の申出をし、販売してはならない。

意匠特許権が付与された後は、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得なければ、その特許を実施してはならず、即ち、生産経営を目的として、その意匠特許製品を製造し、販売し、輸入してはならない。

#### 第12条

いかなる単位又は個人も他人の特許を実施する場合は、特許権者と書面による実施許諾契約を締結し、特許権者に特許実施料を支払わなければならない。被許諾者は、契約で規定された以外のいかなる単位又は個人にも当該特許の実施を許諾する権利を有しない。

#### 第13条

二以上の出願人が、同様の発明創造についてそれぞれ特許出願をした場合、特許権は最先の出願人に付与される。

#### 第10条

特許出願権及び特許権は譲渡することができる。

中国の単位又は個人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織に特許出願権又は特許権を譲渡する場合、関連する法律、行政法規の規定に従い、~~手続を行わなければならない。~~

特許出願権又は特許権を譲渡する場合、当事者は書面による契約を締結し、かつ国務院特許行政部門に登録しなければならない。国務院特許行政部門がこれを公告する。特許出願権又は特許権の譲渡は登録日から効力を生じる。

#### 第11条

発明及び実用新案の特許権が付与された後は、本法に別段の定めがある場合を除き、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得なければ、その特許を実施してはならず、即ち、生産経営を目的として、その特許製品を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し、輸入し、又はその特許方法を使用し及び当該特許方法により直接得られた製品を使用し、販売の申出をし、販売してはならない。

意匠特許権が付与された後は、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得なければ、その特許を実施してはならず、即ち、生産経営を目的として、その意匠特許製品を製造し、販売の申出をし、販売し、輸入してはならない。

#### 第12条

いかなる単位又は個人も他人の特許を実施する場合は、特許権者と~~書面による~~実施許諾契約を締結し、特許権者に特許実施料を支払わなければならない。被許諾者は、契約で規定された以外のいかなる単位又は個人にも当該特許の実施を許諾する権利を有しない。

#### 第13条

発明特許出願が公開された後は、出願人はその発明を実施する単位又は個人に適当な料金の支払いを請求することができる。

#### 第14条

国有企業・事業単位の発明特許が、国の利益又は公共の利益に重大な意義を有する場合、国務院関係主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府は国務院の認可を得て、認可された範囲内で普及応用することを決定でき、指定された単位に実施を許可することができる。実施単位は国の規定に基づき、特許権者に実施料を支払う。

中国集団所有制単位及び個人の発明特許が、国の利益又は公共の利益に重大な意義を有し、普及応用の必要がある場合は、前項の規定を参照して処理する。

#### 第16条

特許権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は設計者に報奨を与えなければならない。発明創造特許の実施後は、その普及応用の範囲及び得られた経済収益に基づき、発明者又は設計者に合理的な報酬を与えなければならない。

#### 第17条

発明者又は設計者は特許書類に自分が発明者又は設計者であることを明記する権利を有する。

発明特許出願が公開された後は、出願人はその発明を実施する単位又は個人に適当な料金の支払いを請求することができる。

#### 第14条

国有企業・事業単位の発明特許が、国の利益又は公共の利益に重大な意義を有する場合、国務院関係主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府は国務院の認可を得て、認可された範囲内で普及応用することを決定でき、指定された単位に実施を許可することができる。実施単位は国の規定に基づき、特許権者に実施料を支払う。

#### 第15条

特許出願権又は特許権の共有者は、権利行使について取決めがある場合、その取決めに従う。取決めがない場合、共有者は単独で当該特許を実施し又は通常実施権により他人に当該特許の実施を許諾することができる。他人に当該特許の実施を許諾する場合、受け取った実施料は共有者間で分配しなければならない。

前項に規定する場合を除き、共有にかかる特許出願権又は特許権を行使する場合、共有者全体の同意を得なければならない。

#### 第16条

特許権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は設計者に報奨を与えなければならない。発明創造特許の実施後は、その普及応用の範囲及び得られた経済収益に基づき、発明者又は設計者に合理的な報酬を与えなければならない。

#### 第17条

発明者又は設計者は特許書類に自分が発明者又は設計者であることを明記する権利を有する。

## 第15条

特許権者はその特許製品又は当該製品の包装に、特許表示又は特許番号を明記する権利を有する。

## 第18条

中国に恒常的な居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で特許出願をする場合は、その所属国と中国の間で締結した協定又は共に加盟している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、本法に基づいて処理する。

## 第19条

中国に恒常的な居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で特許出願をする場合及びその他の特許事務を行う場合は、国務院特許行政部門が指定した特許代理機関に手続を委任しなければならない。

中国の単位又は個人が国内で特許出願をする場合及びその他の特許事務を行う場合は、特許代理機関に手続を委任することができる。

特許代理機関は法律、行政法規を遵守し、委任者の委任に基づいて特許出願又はその他の特許事務を行わなければならない。委任者の発明創造の内容について、特許出願がすでに公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する責任を負う。特許代理機関の具体的管理弁法は国務院が規定する。

## 第20条

中国の単位又は個人が国内で完成した発明創造を外国に特許出願する場合、先ず国務院特許行政部門に特許出願をし、その指定した特許代理機関に手続を委任し、かつ、本法第4条の規定を遵守しなければならない。

中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約に基づいて、特許の国際出願をすることができる。出願人が特許の国際出願をする場合、前項の規定を遵守しなければならない。

特許権者はその特許製品又は当該製品の包装に、特許表示又は特許番号を明記する権利を有する。

## 第18条

中国に恒常的な居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で特許出願をする場合は、その所属国と中国の間で締結した協定又は共に加盟している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、本法に基づいて処理する。

## 第19条

中国に恒常的な居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で特許出願をする場合及びその他の特許事務を行う場合は、法に基づき設立された特許代理機関に手続を委任しなければならない。

中国の単位又は個人が国内で特許出願をする場合及びその他の特許事務を行う場合は、法に基づき設立された特許代理機関に手続を委任することができる。

特許代理機関は法律、行政法規を遵守し、委任者の委任に基づいて特許出願又はその他の特許事務を行わなければならない。委任者の発明創造の内容について、特許出願がすでに公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する責任を負う。特許代理機関の具体的管理弁法は国務院が規定する。

## 第20条

いかなる単位又は個人も中国で完成した発明又は実用新案を外国に特許出願する場合、まず報告して国務院特許行政部門による秘密保持審査を経なければならない。秘密保持審査の手続、期限などは国務院の規定に従い執行する。

中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約に基づいて、特許の国際出願をすることができる。出願人が特許の国際出願をする場合、前項の規定を遵守しなければならない。

国務院特許行政部門は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づき特許の国際出願を処理する。

## 第21条

国務院特許行政部門及びその特許復審委員会は、客観、公正、正確、適時の要求に従い、法により関係特許出願及び請求を処理しなければならない。

特許出願が公開又は公告される前は、国務院特許行政部門の職員及び関係者は、その内容に対し秘密保持の責任を負う。

## 第二章 特許権付与の要件

### 第22条

特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を具備しなければならない。

新規性とは、出願日前に同様の発明又は実用新案が国内外の出版物に公開発表されておらず、国内において公開使用又はその他の方式で公衆の知るところとなっておらず、同様の発明又は実用新案が、他人により国務院特許行政部門に出願されかつ出願日以後に公開された特許出願書類に記載されていないことをいう。

創造性とは、出願日前にすでにあった技術と比べ、当該発明が際立った実質的特徴と顕著な進歩を有し、当該実用新案が実質的特徴と進歩を有することをいう。

実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用することが可能で、かつ積極的な効果を奏することができることをいう。

## 第23条

国務院特許行政部門は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づき特許の国際出願を処理する。

本条第一項の規定に違反して外国に特許出願した発明又は実用新案について中国で特許出願した場合、特許権を付与しない。

## 第21条

国務院特許行政部門及びその特許復審委員会は、客観、公正、正確、適時の要求に従い、法により関係特許出願及び請求を処理しなければならない。

国務院特許行政部門は完全、正確、適時に特許情報を公布し、定期的に特許公報を出版しなければならない。

特許出願が公開又は公告される前は、国務院特許行政部門の職員及び関係者は、その内容に対し秘密保持の責任を負う。

## 第二章 特許権付与の要件

### 第22条

特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を具備しなければならない。

新規性とは、当該発明又は実用新案が従来技術に属さず、いかなる単位又は個人によっても、同様の発明又は実用新案について出願日前に国務院特許行政部門に出願され、かつ出願日以後に公開された特許出願書類又は公告された特許書類に記載されていないことをいう。

創造性とは、従来技術と比べ、当該発明が際立った実質的特徴と顕著な進歩を備え、当該実用新案が実質的特徴と進歩を備えることをいう。

実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用することが可能で、かつ積極的な効果を奏することができることをいう。

本法でいう従来技術とは、出願日前に国内外で公衆に知られている技術をいう。

## 第23条

特許権を付与する意匠は、出願日前に国内外の出版物に公開発表され又は国内で公開使用された意匠と同一又は類似ではなく、かつ他人が先に取得した合法的権利に抵触してはならない。

#### 第24条

特許出願に係る発明創造が、出願日前6ヶ月以内に、次の各号の一に該当するときは、新規性を失わない。

- (1) 中国政府が主催又は承認した国際展示会で初めて展示した場合。
- (2) 規定の学術会議又は技術会議で初めて発表した場合。
- (3) 他人が出願者の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。

#### 第25条

次の各号に掲げるものには、特許権を付与しない。

- (1) 科学的発見。
- (2) 知的活動の規則及び方法。
- (3) 疾病の診断及び治療方法。
- (4) 動物と植物の品種。
- (5) 原子核変換の方法により得られる物質。

前項第4号に掲げる製品の生産方法については、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。

### 第三章 特許出願

#### 第26条

特許権を付与する意匠は、従来設計に属さず、いかなる単位又は個人によっても、同様の意匠について出願日前に国務院特許行政部門に出願され、かつ出願日以後に公告された特許書類に記載されていないものでなければならない。

特許権を付与する意匠は、従来設計又は従来設計の特徴の組合せと比べて、明らかな区別を有しなければならない。

特許権を付与する意匠は、出願日前に他人が既に取得している合法的権利に抵触してはならない。

本法でいう従来設計とは、出願日前に国内外で公衆に知られている設計をいう。

#### 第24条

特許出願に係る発明創造が、出願日前6ヶ月以内に、次の各号の一に該当するときは、新規性を失わない。

- (1) 中国政府が主催又は承認した国際展示会で初めて展示した場合。
- (2) 規定の学術会議又は技術会議で初めて発表した場合。
- (3) 他人が出願者の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。

#### 第25条

次の各号に掲げるものには、特許権を付与しない。

- (1) 科学的発見。
- (2) 知的活動の規則及び方法。
- (3) 疾病の診断及び治療方法。
- (4) 動物と植物の品種。
- (5) 原子核変換の方法により得られる物質。

(6) 平面印刷物の模様、色彩又はこれらの組合せに対してなされた主に標識としての作用を奏する設計。

前項第4号に掲げる製品の生産方法については、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。

### 第三章 特許出願

#### 第26条

発明又は実用新案の特許出願をする場合は、願書、明細書及びその要約、特許請求の範囲などの書類を提出しなければならない。

願書には、発明又は実用新案の名称、発明者又は設計者の氏名、出願人の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。

明細書では、発明又は実用新案について、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準として、明瞭かつ完全な説明をしなければならない。必要なときには、図面を添付しなければならない。要約は、発明又は実用新案の技術の要点を簡潔に説明しなければならない。

特許請求の範囲は明細書に基づいて、特許保護を求める範囲を説明しなければならない。

#### 第27条

意匠の特許出願をする場合は、願書及び当該意匠の図面又は写真などの書類を提出し、かつ、当該意匠を使用する製品及びその属する区分を明記しなければならない。

#### 第28条

国务院特許行政部門が、特許出願書類を受け取った日を出願日とする。出願書類が郵送された場合は、発送した消印日を出願日とする。

#### 第29条

発明又は実用新案の特許出願をする場合は、願書、明細書及びその要約、特許請求の範囲などの書類を提出しなければならない。

願書には、発明又は実用新案の名称、発明者又は設計者の氏名、出願人の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。

明細書では、発明又は実用新案について、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準として、明瞭かつ完全な説明をしなければならない。必要なときには、図面を添付しなければならない。要約は、発明又は実用新案の技術の要点を簡潔に説明しなければならない。

特許請求の範囲は明細書に基づいて、特許保護を求める範囲を明確かつ簡潔に限定しなければならない。

遺伝資源により完成された発明創造については、出願人は特許出願書類において、当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明しなければならない。原始的由来を説明できない場合、出願人は理由を陳述しなければならない。

#### 第27条

意匠特許を出願する場合は、願書と、当該意匠の図面又は写真及び当該意匠の簡単な説明などの書類を提出しなければならない。

出願人が提出した関係図面又は写真は特許の保護を求める製品の意匠を明確に示さなければならない。

#### 第28条

国务院特許行政部門が、特許出願書類を受け取った日を出願日とする。出願書類が郵送された場合は、発送した消印日を出願日とする。

#### 第29条

出願人が、発明又は実用新案を外国で最初に特許出願した日から12ヶ月以内に、又は意匠を外国で最初に特許出願した日から6ヶ月以内に、中国で同一の主題について特許出願をする場合、当該外国と中国間で締結された協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は相互に優先権を承認する原則に従い、優先権を享有することができる。

出願人が、発明又は実用新案を中国で最初に特許出願した日から12ヶ月以内に、国务院特許行政部門に同一の主題について特許出願をする場合、優先権を享有することができる。

### 第30条

出願人が優先権を主張する場合は、出願時に書面による申立を行い、かつ、3ヶ月以内に最初に提出した特許出願書類の副本を提出しなければならない。書面による申立を行わず又は期限を過ぎても特許出願書類の副本を提出しない場合は、優先権は主張されなかったものとみなす。

### 第31条

一件の発明又は実用新案の特許出願は、一項の発明又は実用新案に限らなければならない。一つのまとまった発明構想に属する二以上の発明又は実用新案は、一件の出願として提出することができる。

一件の意匠特許出願は、一種類の製品に使用される一つの意匠に限らなければならない。同一区分に属しかつセットで販売又は使用される製品に用いられる二以上の意匠は、一件の出願として提出することができる。

### 第32条

出願人は特許権が付与される前はいつでも、その特許出願を取下げることができる。

### 第33条

出願人が、発明又は実用新案を外国で最初に特許出願した日から12ヶ月以内に、又は意匠を外国で最初に特許出願した日から6ヶ月以内に、中国で同一の主題について特許出願をする場合、当該外国と中国間で締結された協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は相互に優先権を承認する原則に従い、優先権を享有することができる。

出願人が、発明又は実用新案を中国で最初に特許出願した日から12ヶ月以内に、国务院特許行政部門に同一の主題について特許出願をする場合、優先権を享有することができる。

### 第30条

出願人が優先権を主張する場合は、出願時に書面による申立を行い、かつ、3ヶ月以内に最初に提出した特許出願書類の副本を提出しなければならない。書面による申立を行わず又は期限を過ぎても特許出願書類の副本を提出しない場合は、優先権は主張されなかったものとみなす。

### 第31条

一件の発明又は実用新案の特許出願は、一項の発明又は実用新案に限らなければならない。一つのまとまった発明構想に属する二以上の発明又は実用新案は、一件の出願として提出することができる。

一件の意匠特許出願は、一項の意匠に限らなければならない。同一製品にかかる二以上の類似意匠、又は同一区分に属しかつセットで販売又は使用される製品に用いられる二以上の意匠は、一件の出願として提出することができる。

### 第32条

出願人は特許権が付与される前はその特許出願を取下げることができる。

### 第33条

出願人は特許出願書類について補正をすることができる。但し、発明及び実用新案の特許出願書類の補正は、当初明細書及び特許請求の範囲に記載された範囲を超えてはならない。意匠の特許出願書類の補正は、当初図面又は写真で示された範囲を超えてはならない。

#### 第四章 特許出願の審査と特許権付与 第34条

国務院特許行政部門は発明特許出願を受理した後、初歩審査を経て本法の要件を満たしていると認められた場合、出願日から満18ヶ月後に速やかにこれを公開する。国務院特許行政部門は出願人の請求に基づき、その出願を早期に公開することができる。

#### 第35条

国務院特許行政部門は、出願人が発明特許出願の出願日から三年以内に随時提出した請求に基づき、当該出願に対し実体審査を行うことができる。出願者が正当な理由なく期限を経過しても実体審査を請求しない場合は、当該出願は取下げられたものとみなす。

国務院特許行政部門は、必要と認める場合、自ら発明特許出願に対し実体審査を行うことができる。

#### 第36条

発明特許の出願人は、実体審査を請求する際、その発明に係る出願日前の参考資料を提出しなければならない。

発明特許がすでに外国で出願されている場合、国務院特許行政部門は出願人に、指定期限内に、当該国がその出願を審査するために検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は取下げられたものとみなす。

#### 第37条

出願人は特許出願書類について補正をすることができる。但し、発明及び実用新案の特許出願書類の補正は、当初明細書及び特許請求の範囲に記載された範囲を超えてはならない。意匠の特許出願書類の補正は、当初図面又は写真で示された範囲を超えてはならない。

#### 第四章 特許出願の審査と特許権付与 第34条

国務院特許行政部門は発明特許出願を受理した後、初歩審査を経て本法の要件を満たしていると認められた場合、出願日から満18ヶ月後に速やかにこれを公開する。国務院特許行政部門は出願人の請求に基づき、その出願を早期に公開することができる。

#### 第35条

国務院特許行政部門は、出願人が発明特許出願の出願日から三年以内に随時提出した請求に基づき、当該出願に対し実体審査を行うことができる。出願者が正当な理由なく期限を経過しても実体審査を請求しない場合は、当該出願は取下げられたものとみなす。

国務院特許行政部門は、必要と認める場合、自ら発明特許出願に対し実体審査を行うことができる。

#### 第36条

発明特許の出願人は、実体審査を請求する際、その発明に係る出願日前の参考資料を提出しなければならない。

発明特許がすでに外国で出願されている場合、国務院特許行政部門は出願人に、指定期限内に、当該国がその出願を審査するために検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は取下げられたものとみなす。

#### 第37条

国務院特許行政部門は、発明特許出願について実体審査を行った後、本法の規定に適合しないと認めるときは、出願人に通知し、指定期限内に意見を陳述し又はその出願について補正を行うよう要求しなければならない。正当な理由なく期限を過ぎても応答しない場合は、当該出願は取り下げられたものとみなす。

### 第38条

国務院特許行政部門は、発明特許出願が出願人の意見陳述又は補正を経た後も、依然として本法の規定に適合しないと認めるときは、これを拒絶しなければならない。

### 第39条

発明特許出願について、実体審査を経て拒絶理由を発見しなかった場合、国務院特許行政部門は発明特許権を付与する決定を行い、発明特許証を交付し、同時に登録及び公告を行う。発明特許権は公告日から効力を生じる。

### 第40条

実用新案及び意匠の特許出願について、初歩審査を経て拒絶理由を発見しなかった場合、国務院特許行政部門は実用新案特許権又は意匠特許権を付与する決定を行い、相応の特許証を交付し、同時に登録及び公告を行う。実用新案特許権及び意匠特許権は公告日から効力を生じる。

### 第41条

国務院特許行政部門は特許復審委員会を設立する。特許出願人は、国務院特許行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知を受領した日から3ヶ月以内に、特許復審委員会に復審を請求することができる。特許復審委員会は復審後に決定をし、特許出願人に通知する。

特許出願人は特許復審委員会の復審決定に不服がある場合、通知を受領した日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

## 第五章 特許権の存続期間、消滅、無効 第42条

国務院特許行政部門は、発明特許出願について実体審査を行った後、本法の規定に適合しないと認めるときは、出願人に通知し、指定期限内に意見を陳述し又はその出願について補正を行うよう要求しなければならない。正当な理由なく期限を過ぎても応答しない場合は、当該出願は取り下げられたものとみなす。

### 第38条

国務院特許行政部門は、発明特許出願が出願人の意見陳述又は補正を経た後も、依然として本法の規定に適合しないと認めるときは、これを拒絶しなければならない。

### 第39条

発明特許出願について、実体審査を経て拒絶理由を発見しなかった場合、国務院特許行政部門は発明特許権を付与する決定を行い、発明特許証を交付し、同時に登録及び公告を行う。発明特許権は公告日から効力を生じる。

### 第40条

実用新案及び意匠の特許出願について、初歩審査を経て拒絶理由を発見しなかった場合、国務院特許行政部門は実用新案特許権又は意匠特許権を付与する決定を行い、相応の特許証を交付し、同時に登録及び公告を行う。実用新案特許権及び意匠特許権は公告日から効力を生じる。

### 第41条

特許出願人は、国務院特許行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知を受領した日から3ヶ月以内に、特許復審委員会に復審を請求することができる。特許復審委員会は復審後に決定をし、特許出願人に通知する。

特許出願人は特許復審委員会の復審決定に不服がある場合、通知を受領した日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

## 第五章 特許権の存続期間、消滅、無効 第42条

発明特許権の存続期間は20年とし、実用新案特許権と意匠特許権の存続期間は10年とし、いずれも出願日から起算する。

#### 第43条

特許権者は特許権を付与された年から年金を納付しなければならない。

#### 第44条

次の各号の一に該当する場合には、特許権は存続期間の満了前に消滅する。

(1) 規定に従って年金を納付しなかった場合。

(2) 特許権者が書面によりその特許権の放棄を表明した場合。

特許権が存続期間満了前に消滅した場合には、国務院特許行政部門はこれを登録し、公告する。

#### 第45条

国務院特許行政部門が特許権の付与を公告した日から、いかなる単位又は個人も当該特許権の付与が本法の関係規定に適合しないと認めた場合、特許復審委員会に当該特許権の無効を宣告するよう請求することができる。

#### 第46条

特許復審委員会は特許権の無効宣告請求に対し、速やかに審理及び決定を行い、かつ請求人及び特許権者に通知しなければならない。特許権の無効宣告に係る決定は、国務院特許行政部門がこれを登録し、公告する。

特許復審委員会の特許権の無効宣告又は特許権の維持決定に対し不服がある場合、通知を受領した日から3ヶ月以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続を行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

#### 第47条

無効宣告された特許権は初めから存在しなかったものとみなす。

発明特許権の存続期間は20年とし、実用新案特許権と意匠特許権の存続期間は10年とし、いずれも出願日から起算する。

#### 第43条

特許権者は特許権を付与された年から年金を納付しなければならない。

#### 第44条

次の各号の一に該当する場合には、特許権は存続期間の満了前に消滅する。

(1) 規定に従って年金を納付しなかった場合。

(2) 特許権者が書面によりその特許権の放棄を表明した場合。

特許権が存続期間満了前に消滅した場合には、国務院特許行政部門はこれを登録し、公告する。

#### 第45条

国務院特許行政部門が特許権の付与を公告した日から、いかなる単位又は個人も当該特許権の付与が本法の関係規定に適合しないと認めた場合、特許復審委員会に当該特許権の無効を宣告するよう請求することができる。

#### 第46条

特許復審委員会は特許権の無効宣告請求に対し、速やかに審理及び決定を行い、かつ請求人及び特許権者に通知しなければならない。特許権の無効宣告に係る決定は、国務院特許行政部門がこれを登録し、公告する。

特許復審委員会の特許権の無効宣告又は特許権の維持決定に対し不服がある場合、通知を受領した日から3ヶ月以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続を行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

#### 第47条

無効宣告された特許権は初めから存在しなかったものとみなす。

特許権の無効宣告の決定は、特許権の無効宣告の前に人民法院が下しかつ既に執行されている特許権侵害の判決及び裁定、既に履行又は強制執行されている特許侵害紛争の処理決定、並びに、既に履行されている特許実施許諾契約及び特許譲渡契約に対しては、遡及効を有しない。但し、特許権者が悪意により他人に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

前項の規定に従い、特許権者又は特許権の譲渡人が、実施許諾を受けた者又は特許権の譲受人に特許実施料又は特許権の譲渡料を返還しなければ明らかに公平の原則に反する場合には、特許権者又は特許権の譲渡人は、実施許諾を受けた者又は特許権の譲受人に特許実施料又は特許権の譲渡料の全額又は一部を返還しなければならない。

## 第六章 特許の強制実施許諾

### 第48条

実施条件を備える単位が、合理的な条件で発明又は実用新案の特許権者にその特許の実施許諾を請求したが、合理的な期間内にその許諾が得られなかったときは、国务院特許行政部門は当該単位の申請に基づき、当該発明特許又は実用新案特許の実施について強制許諾を与えることができる。

### 第49条

国の緊急事態若しくは非常事態が生じたとき、又は公共の利益の目的のために、国务院特許行政部門は発明特許又は実用新案特許の実施について強制許諾を与えることができる。

特許権の無効宣告の決定は、特許権の無効宣告の前に人民法院が下しかつ既に執行されている特許権侵害の判決、調停書、既に履行又は強制執行されている特許侵害紛争の処理決定、並びに、既に履行されている特許実施許諾契約及び特許譲渡契約に対しては、遡及効を有しない。但し、特許権者が悪意により他人に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

前項の規定に基づいて特許権侵害の賠償金、特許実施料、特許権の譲渡料を返還しなければ明らかに公平の原則に反する場合には、全額又は一部を返還しなければならない。

## 第六章 特許の強制実施許諾

### 第48条

下記の状況の一に該当する場合、国务院特許行政部門は、実施条件を有する単位又は個人の申請に基づいて、発明特許又は実用新案特許を実施する強制許諾を付与することができる。

(1) 特許権付与の日から3年、かつ特許出願の日から4年が満了しており、特許権者が正当な理由なくその特許を実施していない場合又はその実施が不十分な場合。

(2) 特許権者が特許権を行使する行為が法により独占行為と認定され、当該行為が競争にもたらす不利な影響を取り除く又は軽減させる場合。

### 第49条

国の緊急事態若しくは非常事態が生じたとき、又は公共の利益の目的のために、国务院特許行政部門は発明特許又は実用新案特許の実施について強制許諾を与えることができる。

### 第50条

公共の健康の目的のために、特許権を取得した薬品に対し、国务院特許行政部門は、それを製造し、かつ中華人民共和国が加盟する関連国際条約の規定に合致する国又は地域に輸出する強制許諾を付与することができる。

#### 第50条

特許権を取得した発明又は実用新案が、先に特許権が取得された発明又は実用新案に比べて経済的意義が著しく重大な技術的進歩を有し、その実施が先の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国务院特許行政部門は、後の特許権者の申請に基づき、先の発明又は実用新案の実施について強制許諾を与えることができる。

前項の規定に基づき強制実施許諾を付与する場合、国务院特許行政部門は、先の特許権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施についても強制許諾を与えることができる。

#### 第51条

特許権を取得した発明又は実用新案が、先に特許権が取得された発明又は実用新案に比べて経済的意義が著しく重大な技術的進歩を有し、その実施が先の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国务院特許行政部門は、後の特許権者の申請に基づき、先の発明又は実用新案の実施について強制許諾を与えることができる。

前項の規定に基づき強制実施許諾を付与する場合、国务院特許行政部門は、先の特許権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施についても強制許諾を与えることができる。

#### 第52条

強制許諾にかかる発明創造が半導体技術である場合、その実施は、公共利益の目的及び本法第48条(2)に規定される場合に限られる。

#### 第53条

本法第48条(2)、第50条により付与される強制許諾を除き、強制許諾の実施は主として国内市場への供給のためでなければならない。

#### 第51条

本法の規定により強制実施許諾を申請する単位又は個人は、合理的な条件で特許権者と実施許諾契約を締結できなかった証明を提出しなければならない。

#### 第54条

本法第48条(1)、第51条の規定により強制実施許諾を申請する単位又は個人は、合理的な条件で特許権者にその特許の実施許諾を要求したが、合理的な期間内に許諾を得られなかった証明を提供しなければならない。

#### 第52条

国务院特許行政部門が行なった強制実施許諾を付与する決定は、速やかに特許権者に通知しかつ登録し公告しなければならない。

#### 第55条

国务院特許行政部門が行なった強制実施許諾を付与する決定は、速やかに特許権者に通知しかつ登録し公告しなければならない。

強制実施許諾を付与する決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を規定しなければならない。強制許諾の理由が消滅しかつ再び発生しないときは、国務院特許行政部門は、特許権者の請求に基づき、審査を経た後、強制実施許諾を終了する決定をしなければならない。

### 第53条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、独占的な実施権を有さず、かつ他人に実施を許諾する権利も有しない。

### 第54条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、特許権者に合理的な実施料を支払わなければならない。その額は双方の協議による。双方の協議が成立しなかった場合、国務院特許行政部門が裁決する。

### 第55条

特許権者が国務院特許行政部門の強制実施許諾に関する決定に不服がある場合、特許権者及び強制実施許諾を取得した単位又は個人が国務院特許行政部門の強制実施許諾の実施料に関する裁定に不服がある場合は、通知を受領した日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

## 第七章 特許権の保護

### 第56条

発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、その特許請求の範囲の内容を基準とし、明細書及び図面は特許請求の範囲の解釈に用いることができる。

意匠特許権の保護範囲は、図面又は写真に示された当該意匠特許製品を基準とする。

### 第57条

強制実施許諾を付与する決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を規定しなければならない。強制許諾の理由が消滅しかつ再び発生しないときは、国務院特許行政部門は、特許権者の請求に基づき、審査を経た後、強制実施許諾を終了する決定をしなければならない。

### 第56条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、独占的な実施権を有さず、かつ他人に実施を許諾する権利も有しない。

### 第57条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、特許権者に合理的な実施料を支払い、又は中華人民共和国が加盟する関連する国際条約の規定に従い実施料の問題を処理しなければならない。実施料を支払う場合、その額は双方の協議による。双方の協議が成立しなかった場合、国務院特許行政部門が裁定する。

### 第58条

特許権者が国務院特許行政部門の強制実施許諾に関する決定に不服がある場合、特許権者及び強制実施許諾を取得した単位又は個人が国務院特許行政部門の強制実施許諾の実施料に関する裁定に不服がある場合は、通知を受領した日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。

## 第七章 特許権の保護

### 第59条

発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、その特許請求の範囲の内容を基準とし、明細書及び図面は特許請求の範囲の内容の解釈に用いることができる。

意匠特許権の保護範囲は、図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は写真に示された当該製品の意匠の解釈に用いることができる。

### 第60条

特許権者の許諾を得ずにその特許を実施し、即ちその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まず又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起することができ、また特許業務を管理する部門に処理を求めすることもできる。特許業務を管理する部門が処理する場合、侵害行為が成立すると認定したときは、侵害者に直ちに侵害行為を停止するよう命じることができる。当事者は、不服がある場合、処理通知を受領した日から15日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づいて、人民法院に訴えを提起することができる。侵害者が期間が満了しても訴えを提起せず、侵害行為も停止しない場合は、特許業務を管理する部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う特許業務を管理する部門は、当事者の請求に基づき、特許権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は『中華人民共和国民事訴訟法』に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。

特許侵害紛争が新製品の製造方法の発明特許に係る場合は、同様の製品を製造する単位又は個人は、その製品の製造方法が特許方法と異なることの証明を提出しなければならない。実用新案特許に係る場合、人民法院又は特許業務を管理する部門は、特許権者に国務院特許行政部門が作成した検索報告の提出を要求することができる。

特許権者の許諾を得ずにその特許を実施し、即ちその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まず又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起することができ、また特許業務を管理する部門に処理を求めすることもできる。特許業務を管理する部門が処理する場合、侵害行為が成立すると認定したときは、侵害者に直ちに侵害行為を停止するよう命じることができる。当事者は、不服がある場合、処理通知を受領した日から15日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づいて、人民法院に訴えを提起することができる。侵害者が期間が満了しても訴えを提起せず、侵害行為も停止しない場合は、特許業務を管理する部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う特許業務を管理する部門は、当事者の請求に基づき、特許権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は『中華人民共和国民事訴訟法』に基づき、人民法院に訴えを提起することができる。

#### 第61条

特許侵害紛争が新製品の製造方法の発明特許に係る場合は、同様の製品を製造する単位又は個人は、その製品の製造方法が特許方法と異なることの証明を提出しなければならない。

特許侵害紛争が実用新案特許又は意匠特許にかかる場合、人民法院又は特許業務管理部門は特許権者又は利害関係人に、国務院特許行政部門が関連する実用新案又は意匠について調査、分析及び評価した上で作成した特許権評価報告を要求し、特許侵害紛争を審理、処理する証拠とすることができる。

#### 第62条

特許侵害紛争において、侵害被疑者が、その実施した技術又は設計が従来技術又は従来設計に属することを証拠により証明できる場合、特許権侵害を構成しない。

### 第58条

他人の特許を詐称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、特許業務を管理する部門が是正を命じかつ公告をし、不法所得を没収する。また、不法所得の3倍以下の過料を科すことができ、不法所得がない場合は、5万元以下の過料を科すことができる。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

### 第59条

非特許製品を特許製品と虚偽表示し、非特許方法を特許方法と虚偽表示した場合、特許業務を管理する部門は是正を命じかつ公告をし、5万元以下の過料を科すことができる。

### 第60条

特許権侵害の賠償金額は、権利者が侵害により蒙った損失又は侵害者が権利侵害によって得た利益に基づき確定する。侵害された者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難な場合は、当該特許の実施許諾料の倍数を参酌して合理的に確定する。

### 第63条

他人の特許を詐称した場合、法により民事責任を負うほか、特許業務管理部門が是正を命じかつ公告を行い、違法所得を没収し、違法所得の4倍以下の過料を科すことができる。違法所得がない場合、20万元以下の過料を科すことができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

### 第64条

特許業務管理部門は、既に取得した証拠に基づき、特許詐称嫌疑行為について調査、処理する場合、関係当事者を尋問し、違法嫌疑行為にかかる状況を調査し、当事者の違法嫌疑行為にかかる場所について現場検査をし、違法嫌疑行為に関係する契約、領収書、帳簿及びその他の関連資料を査閲、複製し、違法嫌疑行為に関係する製品を検査し、特許の詐称であることを証明する証拠がある製品を封印し又は差し押えることができる。

特許業務管理部門が法により前項に規定された職権を行使する際、当事者は協力しなくてはならず、拒絶、妨害してはならない。

### 第65条

特許権侵害の賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失に基づき確定する。実際の損失の確定が困難な場合、侵害者が侵害により得た利益に基づき確定できる。権利者の損失又は侵害者が得た利益の確定が困難な場合、当該特許の実施料の倍数を参酌して合理的に確定する。賠償額には権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出が含まなければならない。

特許権者の損失、侵害者が得た利益及び特許権の実施料のいずれについても確定が困難な場合、人民法院は特許権の種類、侵害行為の性質及び経緯等の要素に基づいて、1万元以上100万元以下の賠償の支払いを確定できる。

### 第61条

特許権者又は利害関係人は、他人が特許権侵害行為を現に実施し、又は実施しようとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ、その合法的權益に補い難い損害を被る虞がある場合、提訴前に、人民法院に關係行為の停止と財産保全の措置を講じるよう申請することができる。

人民法院は前項の申請を処理する際、『中華人民共和國民事訴訟法』第93条乃至第96条及び第99条の規定を適用する。

### 第66条

特許権者又は利害関係人は、他人が特許権侵害行為を現に実施し、又は実施しようとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ、その合法的權益に補い難い損害を被る虞がある場合、提訴前に、人民法院に關係行為の停止と財産保全を命じる措置を講じるよう申請することができる。

申請人は申請を提出する際、担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合、申請を却下する。

人民法院は申請を受理した後、48時間以内に裁定を下さなければならない。特殊な状況により延長が必要な場合、48時間延長することができる。關係行為の停止を命じる裁定を下す場合、直ちに執行しなければならない。当事者は裁定に不服がある場合、再審理を一回申請することができる。再審理期間は裁定の執行を停止しない。

人民法院が關係行為の停止を命じる措置を講じた日から15日以内に、申請人が提訴しなかった場合、人民法院は当該措置を解除しなければならない。

申請人に誤りがあった場合には、申請人は、被申請人が關係行為の停止により蒙った損失を賠償しなければならない。

### 第67条

特許侵害行為を制止するために、証拠が滅失又は後に取得が困難になる虞がある場合において、特許権者又は利害関係人は、提訴前に人民法院に証拠保全を申請することができる。

人民法院は、保全措置をとる際、申請人に担保の提供を命じることができる。申請人が担保を提供しない場合、申請を却下する。

人民法院は申請を受理してから48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置をとる旨の裁定を下す場合、速やかに執行しなければならない。

人民法院が保全措置をとってから15日以内に出願人が提訴しない場合、人民法院は当該措置を解除しなければならない。

## 第62条

特許権侵害訴訟の時効は2年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知った日又は知り得た日より起算する。

発明特許の出願公開後特許権付与前に、当該発明を実施し、適当な実施料を支払っていない場合、特許権者がその実施料の支払いを要求する訴訟時効は2年とし、他人がその発明を実施していることを特許権者が知った日又は知り得た日より起算する。但し、特許権者が特許権付与の日前に知った又は知り得た場合には、特許権付与の日から起算する。

## 第63条

以下のいずれかに該当する場合は、特許権侵害とはみなさない。

(1) 特許権者が製造し、輸入し又は特許権者の許諾を得て製造し、輸入した特許製品又は特許方法により直接得られた製品を販売した後、当該製品を使用し、販売の申出をし又は販売する場合。

(2) 特許出願日前に既に同一の製品を製造し、同一の方法を使用し、又は既に製造、使用のために必要な準備を終えており、かつ、もとの範囲内で継続して製造、使用する場合。

(3) 中国の領土、領海、領空を臨時に通過する外国の輸送手段が、その所属国と中国との間で締結された協定若しくは共に加盟している国際条約に基づき、又は互惠の原則に基づいて、その輸送手段自身の必要上、その装置と設備において関係特許を実施する場合。

(4) 専ら科学研究と実験のために関係特許を使用する場合。

## 第68条

特許権侵害訴訟の時効は2年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知った日又は知り得た日より起算する。

発明特許の出願公開後特許権付与前に、当該発明を実施し、適当な実施料を支払っていない場合、特許権者がその実施料の支払いを要求する訴訟時効は2年とし、他人がその発明を実施していることを特許権者が知った日又は知り得た日より起算する。但し、特許権者が特許権付与の日前に知った又は知り得た場合には、特許権付与の日から起算する。

## 第69条

以下のいずれかに該当する場合は、特許権侵害とはみなさない。

(1) 特許製品又は特許方法により直接得られた製品が、特許権者又はその許諾を得た単位又は個人により販売された後、当該製品を使用し、販売を申し出、販売し、輸入する場合。

(2) 特許出願日前に既に同一の製品を製造し、同一の方法を使用し、又は既に製造、使用のために必要な準備を終えており、かつ、もとの範囲内で継続して製造、使用する場合。

(3) 中国の領土、領海、領空を臨時に通過する外国の輸送手段が、その所属国と中国との間で締結された協定若しくは共に加盟している国際条約に基づき、又は互惠の原則に基づいて、その輸送手段自身の必要上、その装置と設備において関係特許を実施する場合。

(4) 専ら科学研究と実験のために関係特許を使用する場合。

(5) 行政認可に必要な情報を提供するために、特許にかかる薬品又は医療機器を製造し、使用し、輸入する場合、及び専らそのために特許にかかる薬品又は医療機器を製造し、輸入する場合。

#### 第63条第2項

特許権者の許諾を得ずに製造しかつ販売した特許製品又は特許方法により直接得られた製品であることを知らずに、生産経営を目的として使用し又は販売した場合において、その製品の合法的な出所を証明できたときは、賠償責任を負わない。

#### 第64条

本法第20条の規定に違反して外国に特許出願をし、国家秘密を漏洩した場合、所属単位又は上級主管機関が行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

#### 第65条

発明者又は設計者の非職務発明創造に係る特許出願権及び本法で規定するその他の権益を侵害した場合、所属単位又は上級主管機関が行政処分を行う。

#### 第66条

特許業務を管理する部門は、社会に向けて特許製品等を推薦する経営活動に関与してはならない。

特許業務を管理する部門が前項の規定に違反した場合は、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、影響を排除し、違法収入があるときはこれを没収する。情状が重大である場合は、直接責任を負う主管職員及びその他の直接的な責任者に対し、法により行政処分を行う。

#### 第67条

#### 第70条

特許権者の許諾を得ずに製造しかつ販売した特許権侵害製品であることを知らずに使用し、販売の申し出をし又は販売した場合において、その製品の合法的な出所を証明できたときは、賠償責任を負わない。

#### 第71条

本法第20条の規定に違反して外国に特許出願をし、国家秘密を漏洩した場合、所属単位又は上級主管機関が行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

#### 第72条

発明者又は設計者の非職務発明創造に係る特許出願権及び本法で規定するその他の権益を侵害した場合、所属単位又は上級主管機関が行政処分を行う。

#### 第73条

特許業務を管理する部門は、社会に向けて特許製品等を推薦する経営活動に関与してはならない。

特許業務を管理する部門が前項の規定に違反した場合は、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、影響を排除し、違法収入があるときはこれを没収する。情状が重大である場合は、直接責任を負う主管職員及びその他の直接的な責任者に対し、法により行政処分を行う。

#### 第74条

特許管理業務に従事する国家機関の職員及びその他の関係国家機関の職員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。

## 第八章 附則

### 第68条

国務院特許行政部門に特許出願及びその他の手続を行う場合は、規定に基づき費用を納めなければならない。

### 第69条

この法律は1985年4月1日より施行する。

特許管理業務に従事する国家機関の職員及びその他の職員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。

## 第八章 附則

### 第75条

国務院特許行政部門に特許出願及びその他の手続を行う場合は、規定に基づき費用を納めなければならない。

### 第76条

この法律は1985年4月1日より施行する。